

(様式 2)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	牧之原市

## 牧之原市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業経済部農林水産課  
所在地 牧之原市相良 275 番地  
電話番号 0548-53-2618  
FAX 番号 0548-52-3772  
メールアドレス tokusan@city.makinohara.lg.jp>

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、カラス、ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	牧之原市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積	金額
イノシシ	稲	135 a	200千円
	果樹	30 a	10千円
	野菜	61 a	140千円
	いも類	40 a	20千円
	工芸作物	22 a	1,000千円
ハクビシン	野菜	29 a	120千円
カラス	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
計		317 a	1,490千円

※ カラスによる被害は、令和4年度はなかったが、近隣市町でも継続的に被害が発生しているため、対象鳥獣に追加する。ニホンザルについても、平成30年度から集落への出没が見受けられるようになり、近隣市町でも被害が発生しているため、対象鳥獣に追加する。

(2) 被害の傾向

イノシシによる農作物被害は、市内山間部に多くあったが、近年旧相良町地域でも農作物被害、出没が見受けられ、集落や通学路への出没も確認され、人的被害のおそれもある。特に茶園をはじめとする農地の踏み荒らしや掘り起こしは、農業者の営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	288 a	1,370千円	260 a	1,233千円
ハクビシン	29 a	120千円	26 a	108千円
計	317 a	1,490千円	286 a	1,341千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 猟友会へ有害鳥獣駆除業務委託をし、被害防止目的の捕獲を実施</li><li>・ 猟友会へイノシシ捕獲用機材や無線機を貸出</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 猟友会会員の高齢化による捕獲の担い手不足</li><li>・ 新規狩猟免許取得者の確保</li><li>・ 農家によるわなの見回り等地域ぐるみの捕獲支援体制の構築</li></ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 牧之原市野生鳥獣被害防除設備設置事業費補助金による農業者への支援</li><li>・ J Aハイナンによる電気柵の貸出及び購入助成</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 適切かつ効果的な防護柵の設置に必要な技術や知識の不足</li></ul>

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止対策協議会を中心に、地域ぐるみでこの問題に対処し、野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指し、下記のとおり取組により被害軽減を図る。

捕獲（猟友会による被害防止目的の捕獲）と防護（農業者による侵入防止柵等の設置）及び生息環境管理（耕作放棄地の解消等）の対策の3本柱を基本とし、計画終了年度の被害軽減目標を、令和3年度被害値から約10%減の286 a、1,341千円とする。

- ① 被害状況の把握
  - ・ 農業者への聞き取りによる鳥獣被害実態調査の実施
- ② 鳥獣被害対策の周知
  - ・ 住民参加の現地研修会や勉強会の開催
- ③ 地域の取組支援
  - ・ 地域懇談会の開催等による地域を主体とした取組への合意形成
  - ・ 地域住民が主体となった野生鳥獣を寄せ付けない集落づくり
- ④ 野生鳥獣が好む環境の削減
  - ・ 耕作放棄地の解消促進
  - ・ 放置果樹等の除去指導
- ⑤ 効果的な防護柵等の設置
  - ・ 住民主体の防護柵設置に対する支援
  - ・ 防護柵設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理
- ⑥ 猟友会との連携
  - ・ 鳥獣の出没情報や被害情報の共有
  - ・ 有害鳥獣捕獲等報償金による捕獲者の支援
- ⑦ 近隣市町及び県との連携強化
  - ・ 近隣市町との被害情報や効果的な被害対策の情報共有

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

① 市内の土地を熟知している牧之原市猟友会との連携を密にし、広域のかつ迅速な捕獲ができる体制を整える。
② 狩猟免許試験等の広報・情報提供により、狩猟免許取得を促進し、捕獲の担い手の確保を図る。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5～7年度	イノシシ	① イノシシ捕獲に対する報償金交付による捕獲者への支援 ② 捕獲機材の貸出による捕獲者への支援 ③ 農業者への狩猟免許取得の啓発
	ハクビシン、カラス、ニホンザル	被害の状況に応じて捕獲を実施する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績（平成30年度264頭、令和元年度345頭、令和2年度251頭、令和3年度189頭）に基づき、捕獲計画数を令和5年度300頭、令和6年度300頭、令和7年度300頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭

捕獲等の取組内容
わな及び銃器による被害防止目的の捕獲を通年で行う。 また、被害報告や捕獲依頼に応じて、猟友会による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要が認められる場合は、安全性に十分配慮し、ライフル銃を使用した捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	ノシシについては、静岡県事務処理の特例に関する条例第2条により県知事から市長へ被害防止目的の捕獲許可権限を委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	① ワイヤーマッシュ柵や電気柵整備に対する市補助金やJA助成金の交付 ② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模柵整備の検討	① ワイヤーマッシュ柵や電気柵整備に対する市補助金やJA助成金の交付 ② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模柵整備の検討	① ワイヤーマッシュ柵や電気柵整備に対する市補助金やJA助成金の交付 ② 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大規模柵整備の検討

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理、耕作放棄地の解消、放置果樹等の除去指導	設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理、耕作放棄地の解消、放置果樹等の除去指導	設置後の見回りと補修、周囲の下草刈り等の維持管理、耕作放棄地の解消、放置果樹等の除去指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

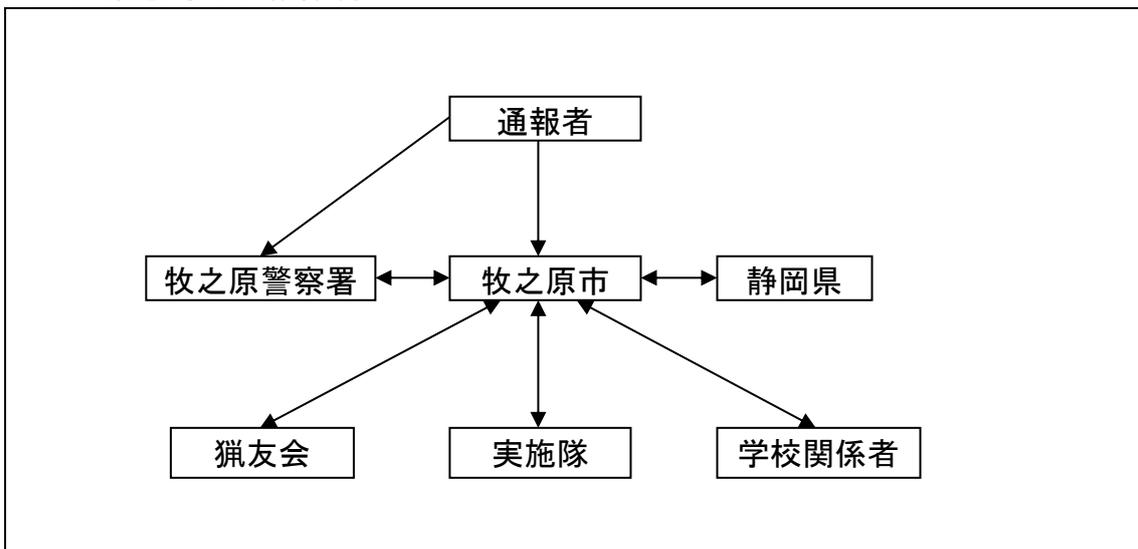
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年	イノシシ	放任果樹等の被害情報を収集し、実態を把握する。また、猟友会員向けの技術向上を図る研修会を案内する等、捕獲者の技術向上を推進する。
令和6年		
令和7年		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県	対処に関する市への助言
牧之原警察署	状況確認、パトロール
牧之原市猟友会	パトロール
牧之原市鳥獣被害対策実施隊	パトロール、緊急的な捕獲
牧之原市	状況確認、各関係機関との連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は速やかに埋却処分することを原則とするが、学術研究または関係法令を遵守し、静岡県の「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考とした上で利活用する場合はこの限りではない。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	志太榛原地域の獣肉処理施設との広域連携を検討する。
ペットフード	なし
皮革	なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし
--------------------------------------	----

(2) 処理加工施設の取組

捕獲頭数は減少傾向であり、その中で利活用できる個体も限られているため、現時点で処理加工施設を整備する予定はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	牧之原市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
牧之原市農林水産課	事務局及び協議会に関する全般的な管理及び調整
牧之原市農業委員会	鳥獣被害関連情報の提供
J Aハイナン	鳥獣被害関連情報の提供、鳥獣被害対策の助言
牧之原市猟友会	鳥獣被害関連情報の提供、被害防止目的の捕獲の実施
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣被害関連情報の提供、鳥獣保護に関する業務
自治会の代表	鳥獣被害関連情報の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県志太榛原農林事務所	鳥獣被害関連の情報提供や被害対策の情報提供及び助言、指導を行う

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

野生鳥獣による農林水産業等の被害防止施策を実践するため、平成31年4月1日から牧之原市鳥獣被害対策実施隊を設置した。

構成員は、捕獲者16名と牧之原市農林水産課員4名の合計20名である。

活動内容は、鳥獣被害防止施策に関する勉強会の開催や、地域住民による防護柵の整備及び管理に関する助言指導、農林水産業等の被害状況を把握するためのパトロール等を主とする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

志太榛原地域鳥獣被害対策連絡会に参加し、近隣市町との連携を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

他地域の鳥獣被害防止の取組においては、猟銃の誤射やわなにかかったイノシシによる噛みつき、追い払い用の花火の暴発、不適切な電気柵の設置による感電事故等、様々な危害が発生している。

また現在対象鳥獣になっていないニホンジカについては、生息及び被害の実態把握並びに被害防止対策の検討及び実施に努め、被害軽減を図っていく。

これらを防止するため、静岡県志太榛原農林事務所や牧之原警察署等と連携し、各種法令に基づく安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起等を行う。